

都城市ふれあい武道館指定管理者候補者選定の概要

都城市ふれあい武道館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が令和2年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることになります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

都城市高城地区第8自治公民館

(2) 代表者名

館長 新地 澄夫

(3) 所在地

都城市高城町穂満坊 3182 番地 3

(4) 設立年月日

昭和40年4月1日

(5) 役員数

3名

(6) 業務内容

体育・スポーツ事業（都城市ふれあい武道館レクリエーション・スポーツ教室の開催）

施設管理事務（施設利用調整、施設清掃、需用費等の支払等の施設の維持管理）

2. 指定期間

令和3年4月1日～令和10年3月31日（7年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

| 施設名及び所在地 | 施設規模等 |
|-----------------------------|------------------------------|
| 都城市ふれあい武道館（都城市高城町穂満坊1452番地） | 敷地面積：977.00㎡ 延床面積：299.66㎡ |

(2) 業務概要

- ①管理施設の利用許可、利用許可の取消し等、利用の制限及び現状回復に関すること
- ②利用料金の徴収に関すること
- ③施設等の維持及び小規模修繕に関すること
- ④施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務に関すること

4. 事業計画の概要

(1) 市民の平等な利用に関すること

- ①利用者調整会議の開催
- ②地区のスポーツ関係団体との相互連携
- ③利用者の相談や苦情等を受け付ける体制

(2) 施設効用の発揮に関すること

- ①利用者主体のサービスの提供
- ②清潔で安全・快適な環境の場の創出

(3) 経済的な管理運営に関すること

- ①節電、節水や施設利用の適正化
- ②定期的な清掃や小規模修繕等の維持管理の実施

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

- ①地域公民館の役員による人員体制
- ②地区の社会教育団体や都城市スポーツ推進委員と連携し、定期的なスポーツ教室や各種レクリエーションの実施

(5) 地域に貢献する取り組みの確保に関すること

地域公民館主催のスポーツ教室の開催等による、地区住民の健康増進と体力の向上

(6) その他、公の施設を管理するに当たり必要な基準に関すること

健康増進法の遵守

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

都城市ふれあい武道館は、地域密着型及び地域スポーツの拠点施設として、地域住民に活発に利用されており、住民自治意識の向上、地域協働の推進等が期待でき、かつ、その受け皿となるべき団体がこの地域に当該団体しか存在しないため。

(2) 申請書類の審査結果

- ・市民の平等な利用の確保について

当該施設の管理方針及び設置目的を認識し、利用者間の調整が図られている。

- 施設の効用の最大限の発揮について

地域密着型及び地域スポーツの拠点施設として、関係団体及び利用者との連携や交流の提案がなされている。

- 経済的な管理運営と適正な経費配分について

節電、節水や施設利用に関して指導することにより、光熱水費や修繕費の削減等、経済的な管理運営がなされ、定期的な清掃や小規模修繕等の維持管理を地域公民館が行うことにより、利用者の要望等に対して迅速な対応を行うことができる。

- 管理運営能力について

組織基盤、財務状況も安定しており、業務実績もある。

また、当該施設は地域住民に活発に利用されており、地域公民館が管理運営を行うことにより、効率的な施設の管理運営が期待できる。

事業計画書

申請団体名 都城市高城地区第8自治公民館

希望する施設名 都城市ふれあい武道館

| |
|---|
| (1) 市民の平等な利用に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・勤労者と地域住民のふれあいと融和を図り、併せて体育の振興及び地域の活性化に寄与する事を基本とし管理運営を行う。・利用の申請を受付し、利用者間の調整を図る。・利用者からの相談や苦情を聞き取り、市(高城産業建設課)と連絡、協議を行い、解決を図る。 |
| (2) 施設効用の発揮に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・地域密着型及び地域スポーツの拠点施設として、地区の方々と連携を取り、利用者主体のサービスの提供に努め、清潔で安全・快適な利用しやすい環境の場を創出する。 |
| (3) 経済的な管理運営に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・利用者が申し込まれる際、節電・節水や施設利用に関し指導することで、光熱水費や修繕費等の削減を図る。・指定管理者による定期的な清掃・維持管理、利用者による利用後の清掃等により、維持管理費の削減を図る。 |
| (4) 安定的な施設の管理運営に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・自治公民館の役員により管理運営に必要な人員体制を整える。・緊急時の連絡網を整備し、緊急時には迅速に市(高城産業建設課)と連携できる体制を整える。・施設管理運営の実施によって知り得た個人情報への漏洩、滅失、損傷等の事故防止や、個人情報の適切な管理を行う。 |
| (5) 地域への貢献に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・公民館行事での利用、子供会活動、地域の催事の利用を積極的に受け入れ、地区住民に利用しやすい施設運営を図る。 |
| (6) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・利用者が定期的に施設内外の清掃を実施することで、快適な環境を維持する。・スポーツを通じて地区住民の交流、地域振興・地域活性化を図る。 |
| (7) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと |
| <p>都城市高城地区第8自治公民館は、地区住民及び世帯相互の親睦と教養を高めるとともに、生活向上を図り、より良い家庭や地域づくりを目指し、地域社会福祉の増進に寄与することを目的とし、地区内の居住世帯をもって構成された団体である。</p> <p>また、都城市ふれあい武道館は、地域密着型地区スポーツの拠点施設として、地区住民に活発に利用されていることから、地区自治公民館が管理運営することが、住民自治意識の向上や効率的な施設の管理運営が出来る。</p> |